

憲法改正の経緯

1945年 (昭和20年)	東久邇内閣	8月	ポツダム宣言受諾
		9月	降伏文書調印
	幣原内閣	10月	マッカーサーから幣原首相に憲法改正示唆 政府に国務大臣松本丞治を中心に検討委員会できる
		11月	
12月		このころ民間改正案がいろいろ出る 憲法研究会（民間）憲法草案発表	
1946年 (昭和21年)	幣原内閣	1月	
		2月	政府松本案スクープ／ 政府にマッカーサー草案手渡す
		3月	日米協議後政府新憲法草案要綱公表
		4月	<b>総選挙実施</b> 政府新憲法草案公表
	第一次吉田内閣	5月	 <b>枢密院審議</b> （4月17日 諮詢、審理を開始するも吉田内閣成立のため一旦撤回しあらためて諮詢）
		6月	8日 枢密院可決（美濃部達吉を除く賛成多数） <b>衆議院審議</b> （20日 提出）
		7月	
		8月	24日 衆議院可決（賛成421対反対8） <b>貴族院審議</b> （8月26日 上程）
		9月	
		10月	6日 貴族院可決（5名反対、賛成3分の2超）／極東委員会国民投票促す <b>枢密院審議</b> （7日貴族院修正案に衆院同意可決後、12日再諮詢） 29日 枢密院可決（2名欠席のぞき全会一致）
1947年	第一次吉田内閣	11月	3日 新憲法公布 極東委員会が、近い将来の憲法改正の検討提案
		12月	
		1月	マッカーサーから吉田に、のちの憲法改正の検討提案
		2月	
		3月	
4月			
5月	3日 新憲法施行		